

<新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金 Q & A >

Q 1 : 対象になるのはどのような人ですか。

A 1 : 墨田区の国民健康保険に加入されている方で、給与等の支払いを受けている方が、以下のいずれかに該当し、療養のため労務に服することができない場合に対象となります。

新型コロナウイルス感染症に感染した場合

発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合

Q 2 : 濃厚接触者も対象になりますか。

A 2 : 被保険者本人の疾病に対して給付するものであり、濃厚接触者というだけでは対象とはなりません。

Q 3 : 後遺症の期間も対象になりますか。

A 3 : 感染拡大防止の観点から給付しているものであり、対象とはなりません。

Q 4 : 事業主から自宅待機を命ぜられた場合は支給の対象になりますか。

A 4 : 対象とはなりません。労務に服することが可能である者が、事業主の判断で休業を命ぜられた場合は、事業主による休業手当の対象となることがあります。

Q 5 : 支給対象となる日はどのような日ですか。

A 5 : 令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間(1)で、療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間(2)のうち就労を予定していた日が対象となります。なお、その期間に給与等の全部又は一部が支給されないことが条件です。

1 申請期限は、支給対象となる日ごとに、その翌日から起算して2年以内

2 原則、医師が労務不能と認めた期間が対象

Q 6 : 給与等とは具体的にどのような収入でしょうか。

A 6 : 所得税法第28条1項に該当する給与等です。具体的には使用者から支払われる、賃金、給与です。ただし、賞与(健康保険法第3条6項に規定する賞与)は含まれません。

Q 7 : 個人事業主やフリーランスは対象にならないのでしょうか。

A 7 : 自営業の方や個人で事業を行う方は、給与等の支払いを受けていないため、対象とはなりません。

Q8：支給額はどのように計算するのでしょうか。

A8：直近3月間の収入を基に1日当たりの支給額を計算し、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない日数分の支給を行います。

支給額 = 1日当たりの支給額 () × 労務に服することができない日数

1日当たりの支給額 = 直近3月間の収入額 / 直近3月間の就労日数 × 2 / 3

Q9：1日当たりの支給額の上限はありますか。

A9：上限は30,887円です(令和2年3月現在)。健康保険法に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の1/30に相当する金額の2/3に相当する金額です。

Q10：申請するにはどのようにしたらよいのでしょうか。

A10：こくほ給付係へ電話でお問い合わせください。申請方法をご案内させていただき、申請書等を郵送させていただきます。必要事項をご記入のうえ、郵送でこくほ給付係までお送りください。

Q11：勤務先や病院に記載してもらおう書類もあるのでしょうか。

A11：事業主記入用(勤務先)の申請書と医療機関記入用(病院)の申請書があります。医療機関を受診しないまま体調が改善した場合などは、事業主からの証明のほか、保健所からの宿泊・自宅療養証明書(就業制限等通知書)や東京都陽性者登録センターから送信された陽性診断メールの写しなどをご提出いただきます。

Q12：傷病手当金の申請者は誰になりますか。

A12：対象者の世帯の世帯主です。

Q13：支給までどのくらいの期間がかかりますか。

A13：申請後、1~2か月かかる見込みです。申請内容によっては審査にお時間をいただく場合があります。

Q14：対象者が死亡した場合でも傷病手当金の申請はできますか。

A14：申請できます。死亡した対象者が世帯主でない場合は世帯主、世帯主の場合は相続人が申請者となります。なお、相続人が申請する場合は、相続人であることが確認できる資料が必要です。

申請手続きに関するご相談やお問い合わせは、お電話でお願いします。

<問い合わせ先>

墨田区国保年金課こくほ給付係

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

電話 03-5608-1111(代表) 03-5608-6123(直通)